

ニュースレター

2021年8月

連絡先：

Mita Djajadiredja
Senior Partner
Mita.Djajadiredja@bakermckenzie.com

Cahyani Endahayu
Partner
Cahyani.Endahayu@bakermckenzie.com

Preti Suralaga
Corporate, Compliance and
Services Manager
preti.suralaga@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせは、
井上洋子まで：

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

インドネシアの新しいライセンス制度である 「リスクベース OSS システム」 - 即時対応の必要性と注意点について

概要

インドネシアの雇用創出法(「オムニバス法」)の施行規則の一つとして、リスクベースの事業基準に関する 2021 年政府規則第 5 号(ここを参照のこと)の発行に続いて、新しいインドネシアのライセンス制度が開始された。この新しいシステムは、リスクベースのオンライン単一提出(Online Single Submission System:OSS)システムと呼ばれる。本リスクベース OSS システムは、当初 6 月 2 日に開始される予定だったが、幾度かの延期を経て先週漸く開始された。

リスクベース OSS システムはまだ開発中であり、まだ初期段階の問題も残っているが、このニュースレターの発行時点におけるシステム内容を確認の上、以下に重要な点のいくつかを示す。

即時対応の必要性

- 旧 OSS システムから取得した OSS アクセス権の新システムへの移行 - 新しいリスクベース OSS システムでは、アクセス権は企業のアクセス権を意味するが、旧 OSS システムでは、個人(取締役、コミッショナー、代表者等)のアクセス権を意味していた。旧 OSS システム下の既存のアクセス権は、手順に従い、リスクベース OSS システム下のアクセス権に移行させる必要がある。この方法に関するマニュアルガイドは、リスクベース OSS システムの Web サイト (oss.go.id) から入手できる。リスクベース OSS システムにログインする前に、先ずこの手続きをする必要があることに留意されたい。
- リスクベース OSS システムに記録されている投資データや企業情報を確認 - 技術的には、旧 OSS システムに記録されていた投資データ(企業)や情報(企業や駐在員事務所)は、自動的にリスクベース OSS システムに移行されるべきである。しかし、必ずしもそうとは限らない。よって、投資データまたは旧 OSS システムに記録された情報が、リスクベース OSS システムに完全に移行され記録されているかどうかを確認する必要がある。正確に移行記録されていない場合には、関連データを更新する必要がある。
- 優先リストにおける事業分野を確認 - 優先リスト(2021 年の大統領規則第 49 号により改正された、投資事業分野に関する 2021 年の大統領規則第 10 号に基づく)は、ネガティブリスト(2007 年の大統領規則第 76 号および 2016 年の大統領規則第 44 号に基づく)を代替するものである(ここを参照のこと)。優先リストは、ネガティブリストと同じ概念を採用している。つまり、外国投資に対して閉鎖または条件付きで開放と判断されたものを除き、すべての事業分野が外国投資に対して開放されることになる。



優先リストにより導入された主な変更点は、外国投資の制限の対象となっている事業分野数の大幅な削減である。したがって、優先リストをチェックの上、目的の事業分野が外国投資に開放されるのか、または自由化されているかを確認する必要がある。また、リスクベース OSS システムには、これを確認する機能もある（しかしながら、優先リストの確認も必要である）。この機能には、「情報」セクションの「資本投資事業セクター」からアクセスすることができる。

- **事業規模と事業分野のリスク度合いを確認** - リスクベースの事業基準に関する 2021 年の政府規制第 5 号では、考え方が大きく変わった。（旧 OSS システムの場合のように）政府が一定の約束事を果たすことを条件にして、事前にライセンスを発行するのではなく、ライセンスの発行前に要件/条件を満たす必要があるという従来のライセンス手続きに戻ったものである。事業を行うのに必要なライセンスやライセンス申請の為に要件や条件は、事業規模と関連する事業分野のリスク度合いによって異なる。したがって、外資系投資会社でまだ事業許可を取得していない場合、あるいは事業を拡大しようとする場合や、インドネシアに会社を設立しようとする場合には、（優先リストにおける外国投資制限の確認に加えて）本規則に規定される当該事業分野の事業規模やリスクの程度を確認する必要がある。また、リスクベース OSS システムには、これらを確認する機能もある（しかしながら、規制の確認も必要である）。この機能には、「情報」セクションにある 2020 事業分類コード (*Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia* (KBLI) 2020) からアクセスすることができる。

注意事項

- **2020 年 KBLI の導入** - インドネシアでは、企業は該当する KBLI 番号に対応する事業分野を有していなければならない。KBLI 番号は随時修正されるが、リスクベース OSS システムは、2020 年に発行された KBLI 番号を使用している。

リスクベース OSS システム（または旧 OSS システム）に記録された企業の法的情報は、法務・人権省 (MOLHR) のシステムから検索することができる。MOLHR システムは 2020 年に KBLI 番号を使用し始めたばかりであるため、MOLHR システムに記録されている企業のほとんどの事業分野は、依然として 2017 年に発行された KBLI 番号を参照しており、今の時点で（以前に行われたような）KBLI 番号の調整が再び必要となるかどうかは明確でない。

- **一部機能はまだ使用やアクセス不可** - リスクベース OSS システムはまだ完全な機能を備えていない。たとえば、合併や支店には対応できていない。また、すでに使用可能な機能の中にもアクセスできないものもある（四半期毎の投資活動報告書 (LKPM) ファイルなど）。繰り返しになるが、システムはまだ開発中である。リスクベース OSS システムの手続きに進む前に、リスクベース OSS システムの手続きを実行できるかを確認する必要がある。

www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business
District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888
ファクス : +62 21 2960 8999